主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人山岸龍上告趣意について。

所論第一点は結局量刑不当の主張であり、第二点は原審の裁量に属する再鑑定却下を非難するに過ぎないし、また所論鑑定書には所論の言うような不明確な点はない。それ故、論旨を採ることはできぬ。

よつて旧刑訴四四六条に従い主文のとおり判決する。

この判決は裁判官全員の一致した意見である。

検察官 茂見義勝関与

昭和二六年二月二二日

最高裁判所第一小法廷

毅			野	眞	裁判長裁判官
郎	治	竹	田	澤	裁判官
輔		悠	藤	齌	裁判官
郎		Ξ	松	岩	裁判官